

令和8年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和8年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和8年3月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験の日時

(1) 学科の試験

ア 二級建築士

令和8年7月5日（日）

午前10時15分から午後5時20分まで

イ 木造建築士

令和8年7月26日（日）

午前10時15分から午後5時20分まで

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士

令和8年9月13日（日）

午前11時から午後4時まで

イ 木造建築士

令和8年10月11日（日）

午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 学科の試験

ア 二級建築士

朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号

アトリウム長岡 長岡市弓町1丁目5番1号

イ 木造建築士

朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士

新潟ユニゾンプラザ 新潟市中央区上所2丁目2番2号

NOCプラザ 新潟市東区卸新町2丁目853番地3

ハイブ長岡 長岡市千秋3丁目315番地11

イ 木造建築士

NOCプラザ 新潟市東区卸新町2丁目853番地3

3 受験申込手続

新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

(1) 受付期間

令和8年4月1日（水）午前10時から令和8年4月14日（火）午後4時まで

(2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和8年4月7日（火）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

4 学科の試験の免除の申請

令和4年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和7年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和4年から令和7年のいずれかの年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

5 合格者の発表

令和8年12月3日（木）頃に発表する。

なお、「学科の試験」については、令和8年8月24日（月）頃に発表する。

6 その他

- (1) 設計製図の試験の課題について、二級建築士試験においては令和8年6月24日（水）頃、木造建築士試験においては令和8年7月8日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）に公表する。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。
- (3) この試験に関する問合せは、以下にすること。
郵便番号950-0965 新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル3階
公益社団法人新潟県建築士会（電話025-378-5666）